

長崎市知的障害者及び障害児デイサービス特区

都道府県名：

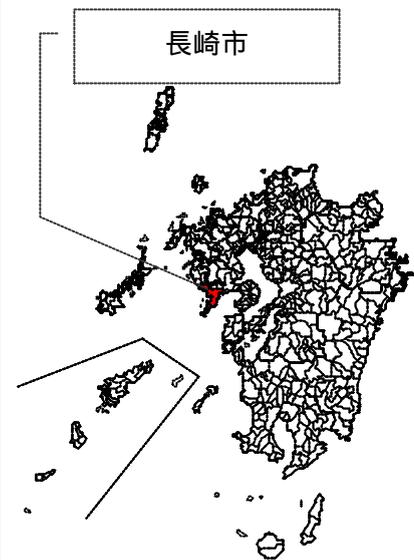
長崎県

申請主体名：

長崎市

区域の範囲：

長崎市の全域



特区の概要：

知的障害者及び障害児にとって、デイサービス事業は地域での生活を支援する重要な事業であるが、事業所の数が不足しており、また、利用者は遠距離にある事業所を利用することになるために通所における負担が大きい。当該規制の特例措置により、介護保険法にもとづく指定通所介護事業所等のデイサービスの活用を図り、知的障害者及び障害児が近隣の事業所のデイサービスの利用が可能となる。また、社会資源として福祉施設の有効な活用を図る。

適用される規制の特例措置：

・指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認



